また、河道法線については、1k300地点から上流区間は旧河道をほぼ直線で結ぶものであり、1k300地点から下流区間は旧河川の河道法線を尊重した平滑なルートとなっており、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第4号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、未改修である本件区間においては河積も小さく流下能力が不足しているため、昭和48年と同等規模の洪水が発生すれば、本件区間の背後地の広範囲に浸水被害を引き起こすことから、本件事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用または使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　熊本県玉名郡長洲町役場

○北海道開発局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十二日

北海道開発局長　高松　泰

一　施行者の名称　北海道

二　都市計画事業の種類及び名称　三笠都市計画道路事業三・三・一号岩見沢三笠通及び三・四・一〇号幾春別中央通

三　事業施行期間　自平成十二年十月五日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○沖縄総合事務局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十二日

沖縄総合事務局長　竹澤　正明

一　施行者の名称　沖縄県

二　都市計画事業の種類及び名称　宮古都市計画道路事業三・四・三号市場通り線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月二十二日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　沖縄県宮古島市平良字東仲宗根赤宇下、西仲宗根不佐手及び西仲宗根土川地内

使用の部分　なし

国会事項

衆議院

議案提出

三月十七日委員長から提出した議案は次のとおりである。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）

議案送付

三月十七日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案

又同日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案

参議院

議事日程

三月十八日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第六号

平成二十三年三月十八日（金曜日）

午前十一時開議

第一　地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

第二　平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案提出

三月十七日衆議院から次の議案が提出された。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二号）

議案受領

三月十七日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第三八号）

議案受領（予備審査）

三月十七日衆議院から次の議案が送付された。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第二号）

議案付託

三月十七日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎発議）（参第四号）

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託

また、同日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二号）　災害対策特別委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第三八号）

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会に付託

議案付託（予備審査）

三月十七日議長は、次の衆議院送付案を委員会に付託した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出）（衆第二号）

災害対策特別委員会に付託

議案送付（予備審査）

三月十七日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律案（小野次郎発議）

報告書提出

三月十七日委員長から次の報告書を提出した。

地震防災対策特別措置法の一部を改正する法律案（衆第二号）審査報告書

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（閣法第三八号）審査報告書